

## 第 3 次岡山県がん対策推進計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

- ・がんは、昭和 57 年以降、34 年連続で本県の死亡原因の第 1 位であり、平成 27 年では 5,595 人と全死亡者数の 26% を占める。
- ・本県では、岡山県がん対策推進計画（平成 21 年 4 月～25 年 3 月）、第 2 次岡山県がん対策推進計画（平成 25 年 4 月～30 年 3 月）により、がん対策に取り組んできた。
- ・平成 26 年 3 月に岡山県がん対策推進条例が制定
- ・平成 28 年 12 月にがん対策基本法の一部が改正
- ・国の第 3 期がん対策推進基本計画策定（平成 29 年〇月）
- ・今後の本県におけるがん対策の推進に関する基本的な計画を明らかにするため、第 2 次計画の進捗状況や新たな課題も踏まえつつ、第 3 次岡山県がん対策推進計画を策定する。

## 2 計画の性格・期間

- ・がん対策基本法第 12 条第 1 項の規定に基づく「都道府県がん対策推進計画」
- ・「岡山県がん対策推進条例」、「岡山県保健医療計画」、「健康おかやま 21」、「岡山県医療費適正化計画」等との整合を図り推進する。
- ・計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間

## 3 基本理念

- ・岡山県がん対策推進条例（平成 26 年 3 月）の基本理念に基づき、「県民が、がんを知りがんと向き合い、がんになっても自分らしく生き抜くことのできる岡山県」の構築を目指す。

## 4 全体目標

- ・全体目標を「がん予防・がん検診の充実等による死亡の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質（QOL）の維持向上」、「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の構築」とする。